

## 福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会

### 防疫対策要項

#### 1 趣旨

この要項は、福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会医事・衛生基本方針に基づき、両大会における防疫対策に万全を期するため、必要な事項を定める。

#### 2 実施方法

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備（実行）委員会（以下「県委員会」という。）および会場地市町準備（実行）委員会（以下「市町委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、県、会場地市町（以下「市町」という。）および関係団体に依頼して防疫対策を実施する。

#### 3 実施項目

予防・防疫対策は、次の事項を実施する。

##### (1) 予防・防疫に関する知識の普及および意識の啓発

健康福祉センターおよび市町は、市町委員会、関係団体の協力を得て、感染の発生防止のため、予防・防疫に関する知識の普及および意識の啓発を図る。

##### (2) 健康診断

健康福祉センターは、市町委員会、関係市町、関係機関および関係団体の協力を得て、消化器系感染症の発生予防を重点とした健康診断の実施を励行するよう指導し、病原体保有の有無を確認する。

##### ア 対象者

- (ア) 両大会関係者が宿泊する施設（民泊および転用施設等を含む。）の食品関係従事者
- (イ) 両大会関係者に昼食（弁当を含む。）を提供する施設の従事者
- (ウ) 両大会関係地域に給水する水道施設の従事者
- (エ) その他、健康福祉センター医幹（保健所長）等が特に必要と認めた者

##### イ 実施時期および回数

対象者に対して、福井しあわせ元気国体前に 1 回実施する。ただし、健康福祉センター医幹（保健所長）が特に必要と認めた場合は、再検査を指導する。

##### ウ 病原体保有者に対する指導

検査の結果、病原体保有者と認められた者については、感染症の予防及び感

感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）等に基づき措置を講じる。

(3) 予防・防疫体制の整備

両大会関係者等に感染症患者（疑似症、無症状病原体保有者を含む。）が発生したときには、健康福祉センター医幹（保健所長）は、感染症のまん延の防止の為、感染症法等に基づき必要な措置を講じる。また、県、県委員会、市町、市町委員会は、連携して両大会への影響を防ぐように努める。

また、そのため関係機関が迅速に対応できるよう、緊急時の連絡体制を整備する。

#### 4 連絡会議の開催

上記実施項目の趣旨徹底を図り、感染症の発生を防止するため、必要に応じて、県、関係市町および関係団体による連絡会議を開催する。

#### 5 その他

この要項に定めるもののほか、予防・防疫対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。